

# 省エネ適合性判定 料金表

本内容は業務規程に含まれるため、国土交通省から修正の指示があった場合は、変更となる可能性があります。

## 別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「〇〇〇」）
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が300㎡未満 2：床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満 3：床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満 4：床面積の合計が2,000㎡以上10,000㎡未満 5：床面積の合計が10,000㎡以上50,000㎡未満 6：床面積の合計が50,000㎡以上
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

## 別表 2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「〇〇〇」）
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が300㎡未満 2：床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満 3：床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満 4：床面積の合計が2,000㎡以上10,000㎡未満

	5 : 床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満 6 : 床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> 以上
12～16 桁目	通し番号 (11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。)

別表 3

一戸建ての住宅に係る判定料金

(税込金額 単位：円)

一戸建ての住宅	申請種別	計算方法	料 金
	単独申請		標準計算ルート (※1)
		併用ルート (※2)	44,000
		仕様ルート (※3)	

※1：外皮性能及び一次エネルギー消費量を計算により評価する方法

※2：外皮性能又は一次エネルギー消費量のいずれかを仕様基準又は誘導仕様基準に適合させ、もう一方を計算により評価する方法

※3：外皮性能及び一次エネルギー消費量を仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる方法

※4：併用住宅の住宅部分は、一戸建ての住宅の料金を適用する

別表 4

共同住宅等に係る判定料金

(税込金額 単位：円)

共同住宅等	申請種別	住戸数：N	料 金
	単独申請	10 戸以下	$55,000 + N \times 9,900$
		11～30 戸	$88,000 + N \times 6,600$
		31 戸～	$187,000 + N \times 3,300$
共用部の審査を行う場合は、以下の料金を加算する			
	共用部分の床面積 (m <sup>2</sup> )		料 金
	300 未満		66,000
	300 以上～1,000 未満		105,600
	1,000 以上～5,000 未満		132,000
	5,000 以上		198,000

〈別表 3、別表 4 注意事項〉

- ① 一戸建ての住宅 (併用住宅・複合建築物の住宅部分は除く) で、判定の業務が効率的に実施できると当機関が認めた事業者であって、「年間を通じて申請実績があり、継続して一定の申請が見込める場合」若しくは「当機関が予め定める期間内に、一定数の申請件数が見込める場合」は、別表 3 の料金から減額できるものとし、その限度額の上限は 20%とする。ただし、以下の②から⑩の場合については適用しない。

- ② 当機関で行った、設計住宅性能評価の申請における省エネ基準適合に係る審査又は長期使用構造等の確認の申請における省エネ基準適合に係る審査の結果を活用する場合は、別表 3、別表 4 から算定される料金の 2 分の 1 の額とする。
- ③ 気候風土適応住宅の料金は、一次エネルギー消費量基準の適合を確認する方法として、別表 3 の計算方法に応じた料金とする。
- ④ 増改築の場合の料金は、別表 3、別表 4 から算定される額とする。
- ⑤ 計画変更申請料金は、変更後の計画に応じ、別表 3、別表 4 から算定される料金の 2 分の 1 の額とする。ただし、次の場合は、別表 3、別表 4 から算定される額とする。
  - ・ 計算方法を変更する場合
  - ・ 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ⑥ 軽微変更該当証明書の申請料金（軽微変更ルート C）は、変更後の計画に応じ、別表 3、別表 4 から算定される料金の 2 分の 1 の額とする。ただし、次の場合は、別表 3、別表 4 から算定される額とする。
  - ・ 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ⑦ 電子申請以外の申請による場合は、申請 1 件あたり 2,200 円（税込）を加算する。
- ⑧ 電子申請の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請の副本等に係る電磁的記録（図書データ）について、協会が作成した光学記憶媒体（CD-R）により頒布する場合の販売手数料は、申請 1 件につき 1,100 円（税込）とする。
- ⑨ 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書を郵送する場合の事務手数料の額は、申請 1 件につき 1,100 円（税込）とする。ただし、協会が定めた定期郵送による場合の事務手数料の額は別に定める。
- ⑩ 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付を行う場合の料金は、1 通につき 6,600 円（税込）とする。また、やむを得ない事由により、計算の変更はないが、記載事項を修正して再交付を行う場合の料金は、1 通につき 6,600 円（税込）とする。
- ⑪ 上記に定めのない場合の料金は、別途見積りとする。

**【複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物）】**

- ① 複合建築物に係る料金は、住宅部分は別表 3 又は別表 4、非住宅部分は別表 5 により算定される料金の合計とする。
- ② 計画変更及び軽微変更該当証明書の申請においては、住宅部分と非住宅部分のいずれか一方の変更である場合は、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。住宅部分と非住宅部分の両方の変更の場合は、それぞれの変更の料金の合計とする。ただし、次の場合は、住宅部分と非住宅部分の両方の変更の場合の料金とする。
  - ・ 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合

## 別表5

## 非住宅に係る判定料金

## 【モデル建物法（小規模版を含む）】

(税込金額 単位：円)

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表 6 による)		
	I 類	II 類	III 類
300 未満	132,000×N	88,000×N	66,000×N
300 以上～500 未満	154,000×N	99,000×N	77,000×N
500 以上～1,000 未満	187,000×N	110,000×N	88,000×N
1,000 以上～2,000 未満	220,000×N	132,000×N	99,000×N
2,000 以上～3,000 未満	242,000×N	154,000×N	121,000×N
3,000 以上～4,000 未満	286,000×N	187,000×N	154,000×N
4,000 以上～5,000 未満	319,000×N	220,000×N	176,000×N
5,000 以上～10,000 未満	363,000×N	275,000×N	209,000×N
10,000 以上～20,000 未満	429,000×N	319,000×N	242,000×N
20,000 以上～	見積り		

N：計算に適用したモデル建物の数に応じて、次の係数を乗じた額とする

モデル建物の数	1	2	3	4 以上
N	1.0	1.1	1.2	1.3

## 【標準入力法（主要室入力法を含む）】

(税込金額 単位：円)

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表 6 による)		
	I 類	II 類	III 類
300 未満	231,000	176,000	132,000
300 以上～500 未満	264,000	198,000	154,000
500 以上～1,000 未満	330,000	220,000	187,000
1,000 以上～2,000 未満	396,000	264,000	209,000
2,000 以上～3,000 未満	462,000	297,000	264,000
3,000 以上～4,000 未満	528,000	341,000	297,000
4,000 以上～5,000 未満	594,000	396,000	341,000
5,000 以上～10,000 未満	682,000	462,000	396,000
10,000 以上～20,000 未満	792,000	528,000	462,000
20,000 以上～	見積り		

〈別表 5 注意事項〉

- ① I 類、II 類、III 類の用途分類の適用については、別表 6 による。
- ② 別表 5 の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。ただし、複合建築物においては、別表 5 の延べ面積を、非住宅部分の床面積と読み替え、料金を算定する。
- ③ 1 つの棟に用途分類が複数ある場合は、次のとおりとする。
  - ・ I 類が含まれる場合は I 類
  - ・ I 類がなく、II 類が含まれる場合は II 類ただし、上記適用が著しく不合理であると認めた場合は、別途判断とする。
- ④ 増改築の場合は、増改築部分の用途により用途分類を決定する。また、別表 5 の延べ面積を増改築部分の床面積と読み替え、料金を算定する。
- ⑤ 建築物全体が計算対象外の室で構成されている場合は、38,500 円（税込）とする。また、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様とする。
- ⑥ 計画変更申請料金は、変更後の計画に応じ、別表 5 から算定される料金の 2 分の 1 の額とする。ただし、次の場合は、別表 5 から算定される額とする。
  - ・ モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更する場合
  - ・ 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
  - ・ ⑥が適用された申請について、計算が必要となる変更が生じた場合
- ⑦ 軽微変更該当証明書の申請料金（軽微変更ルート C）は、変更後の計画に応じ、別表 5 から算定される料金の 2 分の 1 の額とする。ただし、次の場合は別表 5 から算定される額とする。
  - ・ 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ⑧ 電子申請以外の申請による場合は、申請 1 件あたり 2,200 円（税込）を加算する。
- ⑨ 電子申請の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請の副本等に係る電磁的記録（図書データ）について、協会が作成した光学記憶媒体（CD-R）により頒布する場合の販売手数料は、申請 1 件につき 1,100 円（税込）とする。
- ⑩ 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書を郵送する場合の事務手数料の額は、申請 1 件につき 1,100 円（税込）とする。ただし、協会が定めた定期郵送による場合の事務手数料の額は別に定める。
- ⑪ 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付を行う場合の料金は、1 通につき 6,600 円（税込）とする。また、やむを得ない事由により、計算の変更はないが、記載事項を修正して再交付を行う場合の料金は、1 通につき 6,600 円（税込）とする。
- ⑫ 上記に定める評価方法以外の方法による場合は、別途見積りとする。

別表 6 用途分類

分類	用途区分 コード	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途
住宅基準 (別表 3・ 4) による	08010	一戸建ての住宅
	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舎
	08050	下宿
Ⅱ	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (注) 住宅部分は住宅基準、非住宅部分はⅡ類の複合建築物。
Ⅱ	08070	幼稚園
Ⅱ	08080	小学校
Ⅱ	08082	義務教育学校
Ⅱ	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
Ⅱ	08100	特別支援学校
Ⅱ	08110	大学又は高等専門学校
Ⅱ	08120	専修学校
Ⅱ	08130	各種学校
Ⅱ	08132	幼保連携型認定こども園
Ⅰ	08140	図書館その他これに類するもの
Ⅰ	08150	博物館その他これに類するもの
Ⅰ	08152	美術館その他これに類するもの
Ⅰ	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
Ⅰ	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの
Ⅱ	08180	保育所その他これに類するもの
Ⅰ	08190	助産所 (入所する者の寝室があるものに限る。)
Ⅱ	08192	助産所 (入所する者の寝室がないものに限る。)
Ⅰ	08210	児童福祉施設等 (入所する者の寝室があるものに限る。)
Ⅱ	08220	児童福祉施設等 (入所する者の寝室がないものに限る。)
Ⅰ	08230	公衆浴場 (個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)
Ⅰ	08240	診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。)
Ⅱ	08250	診療所 (患者の収容施設のないものに限る。)
Ⅰ	08260	病院
Ⅱ	08270	巡査派出所
Ⅱ	08280	公衆電話所
Ⅱ	08290	郵便法 (昭和 22 年法律第 165 号) の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
Ⅱ	08300	地方公共団体の支庁又は支所

III	08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
III	08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設
II	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
III	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
III	08350	自動車修理工場
III	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
I	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
I	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
I	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
I	08400	ホテル又は旅館
II	08410	自動車教習所
III	08420	畜舎
III	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
II	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
II	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）
II	08450	飲食店（次項に掲げるものを除く。）
II	08452	食堂又は喫茶店
II	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
II	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
II	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
II	08470	事務所
I	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
III	08490	自動車車庫
III	08500	自転車駐車場
III	08510	倉庫業を営む倉庫
III	08520	倉庫業を営まない倉庫
I	08530	劇場、映画館又は演芸場

I	08540	観覧場
I	08550	公会堂又は集会場
I	08560	展示場
II	08570	料理店
II	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
I	08590	ダンスホール
I	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
III	08610	卸売市場
III	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
III	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
III	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの
II	08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）
要相談	08990	その他